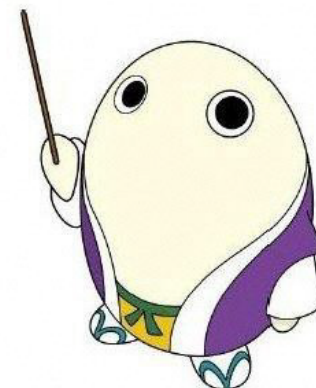


京都府の消費者教育の取組

令和6年7月30日

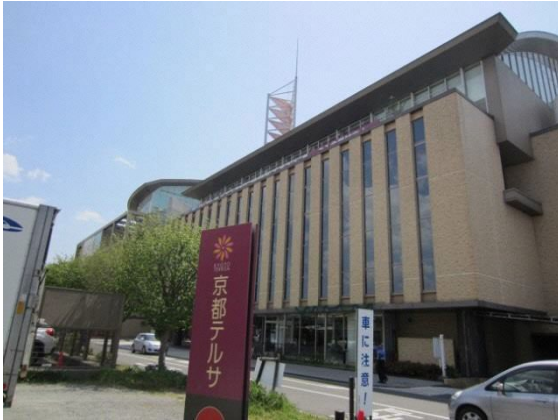
京都府中丹広域振興局農林商工部長
(前京都府消費生活安全センター長)

大槻 督昭



©京都府 まゆまろ
2954019

京都府消費生活安全センターの概要①

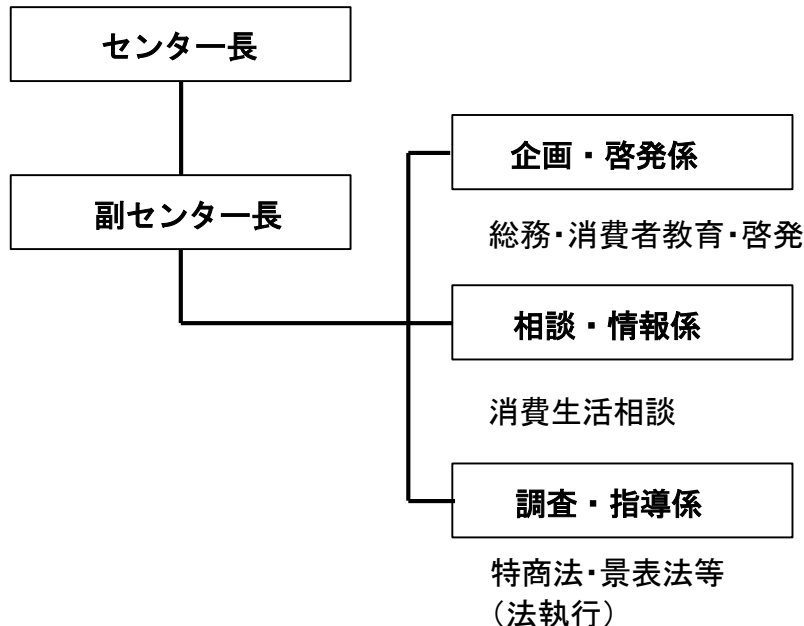


所在地: 〒601-8047
京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ内

業務時間: 8:30~17:15
(土、日、祝日、年末年始を除く)

電話: 075-671-0030 (事務用)
FAX: 075-671-0016

【組織図】



京都府消費生活安全センターの概要②

丹後広域振興局



中丹広域振興局



南丹広域振興局



京都府消費生活安全センター



山城広域振興局



京都府消費生活安全センターの概要③

● 京都府人口 253万7千人(R5.4月現在)

(うち京都市144万2千人)

● センターの体制

受付時間: 平日9:00～16:00

(若年消費者ほっとダイヤルは17:00まで)

相談対象: 京都府内在住者(相談者・契約者いずれかで可)

● 部署

文化生活部 消費生活安全センター(本庁の「課」)

企画・啓発係／相談・情報係／調査・指導係

このほか、府内4箇所の広域振興局農林商工部農商工連携・推進課も
消費者安全法上の消費生活センターとして位置づけ



京都府消費生活安全センターの概要④

●相談件数 （府センターと4つの広域振興局の受付分合計）

平成30年度	4,768件
令和元年度	4,220件
令和2年度	4,626件
令和3年度	4,495件
令和4年度	4,792件

●相談内容の傾向 （令和4年度相談概要より）

- ・お試し定期購入に関する相談は増加に拍車
- ・インターネット通販の商品未着・連絡不能等に関する相談は増加傾向
- ・SNSに関する相談は増加の一途
- ・理美容に係る相談が急増
- ・18・19歳からの相談については顕変なし



京都府安心・安全な消費生活の実現を 目指す行動計画

(計画期間 令和4年度～令和6年度)

(3) 消費者教育の推進

- 消費者教育の機会拡大
 - 中学校における消費者教育の支援
- 消費者教育の担い手の養成・支援等
 - コンシューマーボランティアの養成
- 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民の育成
 - 若年者と事業者との交流の場の提供

中学校における消費者教育の支援①

どのような教材が求められているのか、教育現場の意見を聴く



■ 中学校消費者教育教材作成チームの設置

(学識経験者1名、中学校教諭3名、消費生活相談員3名)

大阪教育大学教育学部 大本久美子 教授

亀岡市立大成中学校 西村実香 家庭科教諭

南丹市立園部中学校 木村やよい 家庭科教諭

京都府教育委員会 渡邊洋史 指導主事(社会科教諭) * オブザーバー

相楽消費生活センター 渡邊孝子 消費生活相談員

京都府消費生活安全センター 木戸明美 消費者教育コーディネーター

京都府消費生活安全センター 原田郁子 消費生活相談員

中学校における消費者教育の支援②

■ 消費者教育アンケート

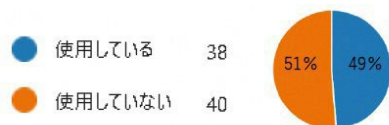
【期間】令和4年6月21日～7月11日

【対象】京都府内中学校(122校) 家庭科主任 社会科主任

【回答】家庭科主任 39名／122名 32.0%

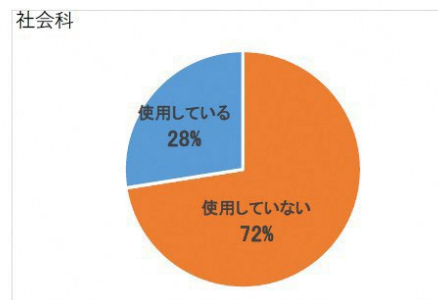
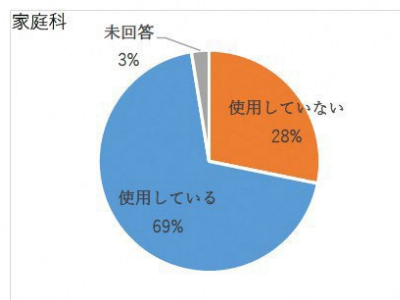
社会科主任 40名／122名 32.8%

Q:消費者教育教材で、視聴覚教材(ビデオやDVD等)、冊子、資料(リーフレットやパンフレット等)を使用しているか。



消費者教育教材の使用については、全体では「使用していない」が40件(51%)であったが、科目別では家庭科が11件(28%)、社会科が29件(73%)と、社会科での使用していない割合が高い。

教科別に見た件数の割合



中学校における消費者教育の支援③

Q:(消費者教育で)教材を使用していない理由を教えてください。

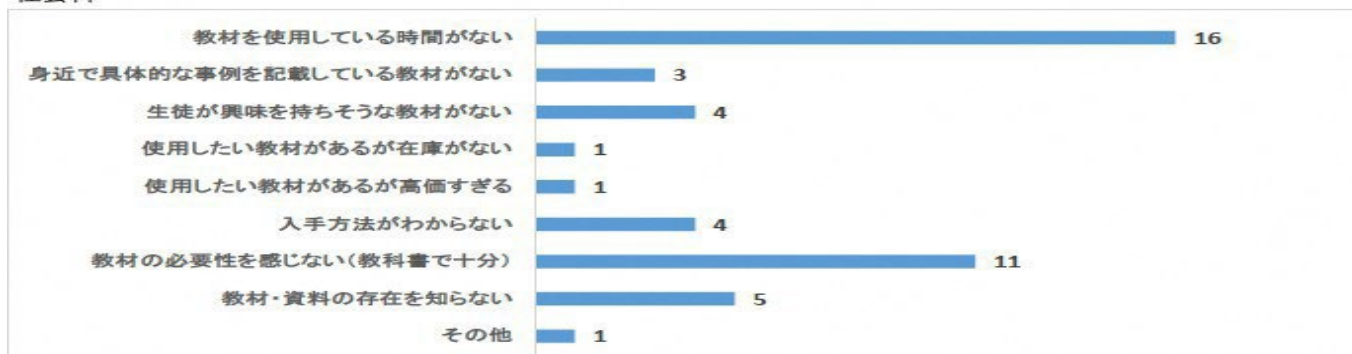
家庭科



その他：・YouTube等の動画を活用している

・ネットからの買い物体験の教材やデジタル教材、DVDを今使用しているため

社会科



その他：・資料集を購入して使用している

中学校における消費者教育の支援④

Q:教材があればよいというテーマを選択してください。

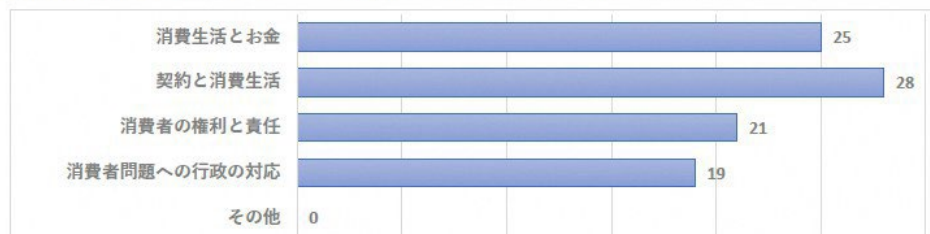
9. 教材があればよいと考えるテーマを選択してください。(家庭科) (複数回答可)



その他：中学生の現状に即した、教科横断型の教材

家庭科は、「消費者トラブルとその対策」が最も多く、22件（家庭科主任39名の56%）で、次に「持続可能な消費生活を目指して」が20件（同51%）であった。

10. 教材があればよいと考えるテーマを選択してください。(社会科) (複数回答可)

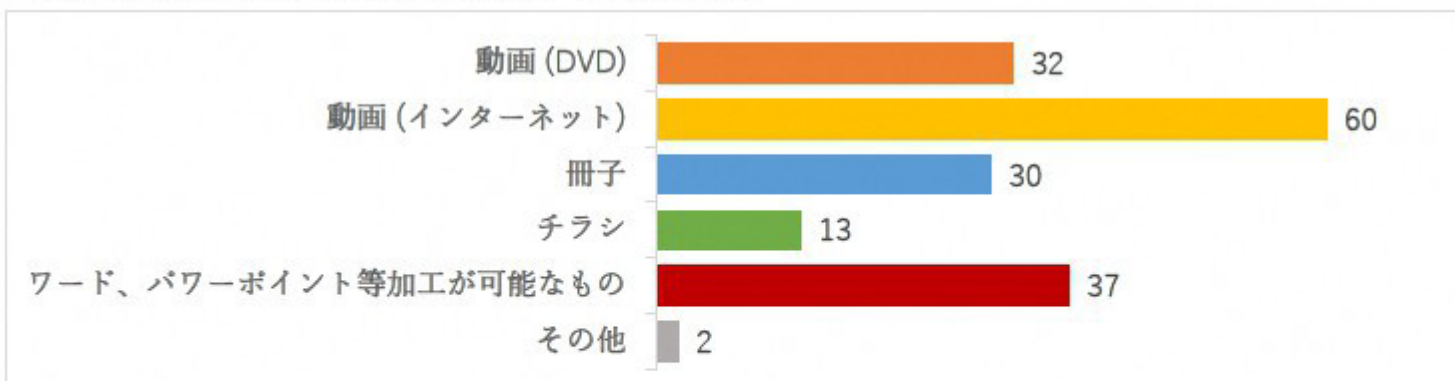


社会科は、「契約と消費生活」が最も多く、28件（社会科主任40名の70%）で、次に「消費生活とお金」が25件（同63%）であった。

中学校における消費者教育の支援⑤

Q:使いやすい教材の様式を選択してください。

11. 使いやすい教材の様式を選択してください。（複数回答可）



使いやすい教材の様式については、「動画（インターネット）」が60件（回答者79名の76%）で最も多く、次に「ワード、パワーポイント等加工が可能なもの」が37件（同47%）であった。

また、「動画（インターネット）」と「動画（DVD）」の少なくともどちらかの動画を選択した回答者は74名（同94%）で、どちらの動画も選択しなかった回答者は5名（同6%）であった。

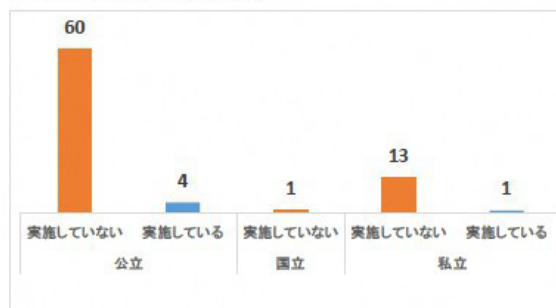
中学校における消費者教育の支援⑥

Q:家庭科と社会科が連携して消費者教育を実施していますか。

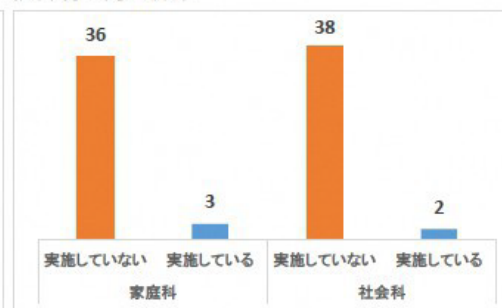
12. 家庭科と社会科が連携して消費者教育を実施していますか。



学校の区別に見た件数



教科別に見た件数



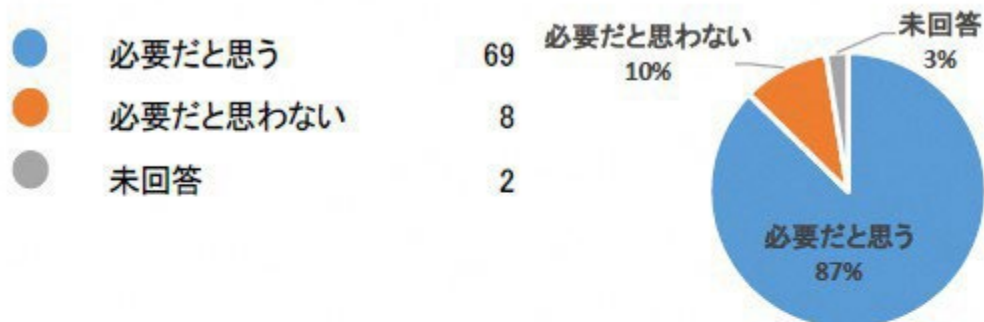
13. どのような連携をとっていますか。

家庭科	指導内容の確認等
	教科書を参考にしています。家庭科の指導時には、3年生の社会で再度、学びますと予告しています。
	使用教材を合わせている。
社会科	事前にどちらが先に履修しているか、履修内容の確認
	授業内容の共有

中学校における消費者教育の支援⑦

Q:家庭科と社会科が連携は必要だと思いますか。

14. 消費者教育において、家庭科と社会科の連携は必要だと思いますか。



学校の区分別に見た件数



中学校における消費者教育の支援⑧

■副教材の作成(令和4年度)

- 令和3年度の小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要
- 令和3年度の中学生に多い消費生活相談事例
- カードで学ぶ契約
- ひなちゃんとクレジットカード

■副教材の作成(令和5年度)

- 令和4年度の小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要
- 令和4年度の中学生に多い消費生活相談事例
- 消費者の権利と責任その1・その2(動画)
- 教材を活用した授業プラン「消費者の権利と責任」